別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 / 期間の区分	1項職員 1種	1項職員 2種	1項職員 3種	1項職員 4種	1項職員 5種	2項職員	3項職員
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
1 年以上 2 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
2 年以上 3 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
3 年以上 4 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
4 年以上 5 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	100,000
5 年以上 6 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	90,000
6 年以上 7 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800	80,000
7 年以上 8 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000	60,000
8 年以上 9 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200	40,000
9 年以上 10 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400	20,000
10 年以上 11 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600	
11 年以上 12 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800	
12 年以上 13 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000	
13 年以上 14 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200	
14 年以上 15 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,800	
15 年以上 16 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400	
16 年以上 17 年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000	
17 年以上 18 年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600	
18 年以上 19 年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200	
19 年以上 20 年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800	
20 年以上 21 年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400	
21 年以上 22 年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800	
22 年以上 23 年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200	
23 年以上 24 年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200	
24 年以上 25 年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600	
25 年以上 26 年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000	
26 年以上 27 年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400	
27 年以上 28 年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800	
28 年以上 29 年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000	
29 年以上 30 年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700	
30 年以上 31 年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300	
31 年以上 32 年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700	
32 年以上 33 年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800	
33 年以上 34 年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900	
34 年以上 35 年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三四の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四六

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の九十九以上百分の百六十」を「百分の百十二以上百分の百八十」に、「百分の百二十五以上百分の二百」を「百分の百三十八以上百分の二百二十」に改め、同号ロ中「百分の八十八以上百分の九十九」を「百分の九十九・五以上百分の百十二」に、「百分の百十一以上百分の百二十五」を「百分の百二十二・五以上百分の百三十八」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十七」を「百分の八十七」に、「百分の九十七」を「百分の百七」に改め、同項第二号イ中「百分の百十一以上百分の百七十二」を「百分の百二十六以上百分の百九十四」に、「百分の百五十九以上百分の二百三十四」を「百分の百七十七以上百分の二百五十九」に改め、同号ロ中「百分の九十一・五以上百分の百十一」を「百分の百四以上百分の百二十六」に、「百分の百三十七以上百分の百七十七」を「百分の百二十三以上百分の百五十九」を「百分の百三十七以上百分の百七十七」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十七」を「百分の百四以上百分の百二十六」に、「百分の百三十七以上百分の百七十七」を「百分の百二十三以上百分の百五十九」を「百分の百三十七以上百分の百七十七」に改め、同項第三号イ中「百分の八十二」を「百分の九十七」に、「百分の九十七」を「百分の百十二」に、「百分の八十七・五以上百分の百九十五」を「百分の九十五以上百分の百六・五以上百分の百九十五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十二・五」に改める。

第十三条の二第一項中「第二号イ」を「第一号イ、第二号イ又は第三号イ」に改め、同項第一号イ中「百分の三十七・五超」を「百分の四十四・五以上」に、「百分の四十七・五超」を「百分の五十四・五以上」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十七・五」を「百分の四十一」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十一」に改め、同項第二号イ中「百分の四十・五」を「百分の四十八」に、「百分の五十六・五」を「百分の六十三」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十五・五」を「百分の三十九」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十六」に改め、同項第三号イ中「百分の四十五超」を「百分の五十二以上」に、「、百分の四十五」を「、百分の五十」に改め、同号ロ及びハ中「百分の四十五」を「百分の四十八・五」に改める。

第二条　人事院規則九―四〇の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百十二以上百分の百八十」を「百分の百五以上百分の百七十」に、「百分の百三十八以上百分の二百二十」を「百分の百三十一以上百分の二百十」に改め、同号ロ中「百分の九十九・五以上百分の百十二」を「百分の九十三・五以上百分の百五」に、「百分の百二十二・五以上百分の百三十八」を「百分の百十六・五以上百分の百三十一」に改め、同号ハ及びニ中「百分の八十七」を「百分の八十二」に、「百分の百七」を「百分の百二」に改め、同項第二号イ中「百分の百三十六以上百分の百九十四」を「百分の百十九以上百分の百八十四」に、「百分の百七十七以上百分の二百五十九」を「百分の百六十八以上百分の二百四十七」に改め、同号ロ中「百分の百四以上百分の百二十六」を「百分の九十八以上百分の百十九」に、「百分の百三十七以上百分の百七十七」を「百分の百三十以上百分の百六十八」に改め、同号ハ及びニ中「百分の七十七」を「百分の九十二」に改め、同項第三号イ中「百分の百六・五以上百分の百九十五」を「百分の百一以上百分の百八十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の九十二・五」を「百分の八十七・五」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の四十四・五」を「百分の四十二」に、「百分の五十四・五」を「百分の四十一」を「百分の三十八・五」に、「百分の五十二」に改め、同号ロ及びハ中「百分の四十一」を「百分の三十八・五」に、「百分の